

上田市 市民プラザ・ゆう 使用許可申請書

上田市市民プラザ・ゆう施設を使用したいので申請します。

(この申請書は、月ごとに1枚ずつ記入してください)

(また、当月を含めて3ヶ月先の末日まで予約することができます…(例)今日が8月→10月末日まで)

令和 年 月 日 申請先 上田市 上田市市民プラザ・ゆう館長	申 請 者	団体名				
		住所 上田市				
		TEL(自宅 —) (勤務先 —)				
		氏名				
		会場責任者		TEL		
使用日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分					
	令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分					
	令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分					
	令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分					
使用目的						
使用室名 ○印を つけて ください	1 大会議室 6 託児室		使用備品名			
	2 講習室 7 相談室		マイク (本)・卓上マイクスタンド			
	3 教養室 8 男女共同参画センター		ビデオ・CDラジカセ・延長コード			
4 和室 9 ロビー		スクリーン・プロジェクター (その他)				
5 料理室		託児人数 人				
使用予定 人数	人	勤 労 女 性	家 庭 女 性	そ の 他 (男 性 ・ 子 ども)		
		人	人	人		
		30歳未満	30~39歳	40~49歳	50歳以上	
		人	人	人	人	

※ 裏面も確認のうえ記載してください。上田市市民プラザ・ゆう条例及び同施行規則を厳守のこと。

許可してよろしいですか。

決裁欄

鍵 引 渡 し	鍵 確 認	課 長	館 長	係	受付者
月 日 氏名	月 日 職員 印				

- 育成G・主催継続G
 Uネット・女性団体
 子育てサークル
 上田市
社会教育関係団体()
 その他()

『上田市暴力団排除条例第7条第1項により、施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当施設の利用の許可をしません。』

『また、同条例第7条第2項により、当施設の利用の許可をした後において、施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当施設の利用を停止させ、又は当施設の利用の許可を取り消します。』

申請に当たっては、次の内容を確認のうえ、に✓を記入してください。

上田市暴力団排除条例（平成24年3月26日上田市条例第6号）第7条の規定に基づき、本施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるときは、利用を承認されず、承認を取り消されても異議のないことを誓約します。

利用者等が暴力団員でないことを確認するため、市が必要に応じて本書を関係機関に提供することに同意します。

市民プラザ・ゆう利用条件

以下、利用条件について同意し、遵守します。

「市民プラザ・ゆう」は、次の目的のときに利用できます。

- (1) 女性グループの教養の向上と福祉の増進のための講習会、座談会、講演会等の集会
- (2) 女性グループのクラブ活動、レクリエーション活動並びに生活に関する相談及び指導
- (3) 男女共同参画社会づくりを目的とする講演会、講座、会議等の集会
- (4) 子育て中の親が、就学前の子どもとともに、子育て関係のために利用するとき
- (5) 上田市が公務遂行上の目的として利用するとき
- (6) その他上記に差し支えない範囲で、団体が教養の向上と福祉の増進等のために利用するとき

「市民プラザ・ゆう」を利用できる方は、次のとおりです。

- (1) 市内に居住又は勤務する女性の団体が使用するときの構成員
- (2) 男女共同参画の関係団体が使用するときの団体の構成員
- (3) 就学前の子どもと共に使用するときの親と子ども
- (4) 上田市が公務で使用するときの主催者・参加者
- (5) その他上記の利用に差し支えない範囲で団体に利用許可したときの構成員・参加者

「市民プラザ・ゆう」を利用できないとき(できない人)は、次のとおりです。

- (1) 営利活動を目的とするとき(人)
- (2) 政治活動を目的とするとき(人)
- (3) 宗教活動を目的とするとき(人)
- (4) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき(人)
- (5) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき(人)
- (6) その他市民プラザ・ゆうの管理上支障があると認められるとき(人)

※具体的には、以下のグループが利用できます。

- 1 市民プラザ・ゆう育成グループ
- 2 市民プラザ・ゆう主催講座終了後に自主グループを結成して活動しているグループ
- 3 Uネット(うえだ共同参画ネット)に参加しているグループ、及び女性団体
- 4 子育てサークル、市主催事業のグループ
- 5 公民館利用団体(社会教育関係団体)で、その公民館の部屋が空いていない場合
- 6 その他、上記利用条件に照らし合わせ、利用可能と判断されたグループ